

北里大学共同研究振興資金規程

平成 5年12月17日制定
平成 7年 4月21日改正
平成12年 3月17日改正
平成15年11月21日改正
平成17年11月18日改正
平成18年10月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
平成22年11月19日改正
平成26年11月21日改正
平成29年 2月17日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学研究振興基金規程第7条の定めに基づき、北里大学共同研究振興資金（以下「本資金」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(本資金の目的)

第2条 本学は、建学の理念の高揚のため、本法人の範囲で行われる生命科学分野の学際的総合的共同研究（以下「AKPS共同研究」という。）及び研究集会（以下「AKPS研究集会」という。）に対し、本資金により必要な助成を行い、これらの共同研究の達成並びにグループ内の共同研究及び関連研究分野の興隆を図る。

(助成の方針)

第3条 当該年度に採択するAKPS共同研究計画（以下「助成対象研究」という。）は、原則として1件から3件までとし、助成対象研究には、本資金を配分する。

2 当該年度に採択するAKPS研究集会計画（以下「助成対象集会」という。）は、原則として3から5件までとし、助成対象集会には、本資金を配分する。

(本資金の区分等)

第4条 本資金は、年度ごとに次のとおり区分して取り扱う。

- (1) AKPS共同研究の資金 研究助成金 20,000千円以内
- (2) AKPS研究集会の資金 研究集会助成金 3,000千円以内

(運営及び審査に関する委員会)

第5条 AKPS制度の維持運営及びこの規程に定める事項を取り扱うため、北里大学大学院委員会に、AKPS委員会を置く。

2 AKPS委員会の中にAKPS審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置き、助成対象研究及び助成対象集会の審査を行う。

3 AKPS委員会に関する規程、審査委員会に関する内規等については、別に定める。

(審査)

第6条 学長は、審査委員会に助成対象研究及び助成対象集会の審査を付託する。

- 2 審査委員会は、別に定める判定基準に基づきこれを審査し、助成対象研究及び助成対象集会の候補（以下単に「候補」という。）を学長に答申する。

(助成の決定)

第7条 助成対象研究及び助成対象研究集会の採択は、審査委員会の答申に基づき、AKPS委員会及び北里大学大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

(決定の通知)

第8条 助成が決定したときは、確定助成金額を記載した北里大学共同研究振興資金決定通知書により、研究代表者及び研究集会代表者に通知する。

(助成金の交付)

第9条 研究助成金は、当該年度に研究代表者に交付する。

- 2 研究集会助成金は、当該年度に研究集会代表者に交付する。

(成果等の報告)

第10条 研究代表者及び研究集会代表者は、翌年度の4月30日までに研究活動報告書（収支決算報告書を含む。）又は研究集会報告書（収支決算報告書を含む。）を作成し、学長に提出する。

- 2 学長は、研究活動報告書（収支決算報告書を含む。）及び研究集会報告書（収支決算報告書を含む。）をAKPS委員会及び北里大学大学院委員会に報告し、評価し、又は監査する。

(成果の公表)

第11条 AKPS共同研究の助成を受けた者は、その成果を原則として研究終了後2年以内に、学術雑誌等により公表する。

- 2 AKPS共同研究の研究成果を討議するため、助成の最終年度に研究集会を開催する。

(事務局)

第12条 この規程に関する事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(細則)

第13条 この規程の運用に関し必要な事項については、細則を定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、AKPS委員会及び北里大学大学院委員会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、平成7年の改正附則を削除する。

附 則

この規程は、平成15年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（北学総第28-10024号）

この規程は、平成29年2月17日から施行する。